

## 平成20年知立市議会12月定例会建設水道委員会

1. 招集年月日 平成20年12月12日（金） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（6名）

永井 真人	池田 滋彦	高木 正博	風間 勝治
中島 牧子	田中 信好		

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	本多 正幸	副 市 長	田中 勇
建設部長	足立 光司	土木課長	稲垣 衛
建築課長	鈴木 邦典	都市整備部長	杉浦 五一
都市整備部次長	渡邊 浩文	都市計画課長	塩谷 興信
区画整理課長	林 勝則	都市開発課長	神谷 幹樹
上下水道部長	名倉 輝夫	水道業務課長	岩瀬 晴彦
水道工務課長	清水 清久	下水道課長	平岩 敏男

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂田 広	議事係長	池田 立志
担当係長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第76号	衣浦東部都市計画知立駅周辺地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	原案可決
議案第77号	平成20年度知立市一般会計補正予算（第3号）	〃
議案第79号	平成20年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第82号	平成20年度知立市知立第三土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第85号	平成20年度知立市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
請願第2号	中部地方整備局の事務所・出張所の存続と地方分権改革推進委員会の勧告に向けて地方分権改革に係る慎重な審議を求める請願書	採 択

午前10時00分開会

○池田委員長

おはようございます。定足数に達していますので、ただいまから建設水道委員会を開会します

本委員会に付託されました案件は6件、すなわち議案第76号、議案第77号、議案第79号、議案第82号、議案第85号、請願第2号です。

これらの案件を逐次議題とします。

議案第76号、衣浦東部都市計画知立駅周辺地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○中島委員

議案第76号、駅周辺整備を進めるに当たって、将来的なまちづくりをこのようにやっていこうという基本を定めるという地区条例といいますが、そういうものが出されているわけで、まちづくりをするにはやはり秩序あるという点では必要なことかというふうに感じております。

この基本的な点なんですけども、この地区条例できまして、今取り組んでいる計画ですね、30メートル道路があったり、駅のロータリーの東西道路を通さなきゃ困るじゃないかと、こういうような問題が宿題となっているわけでありませけれども、この地区条例の性格そのものがそういった問題を解決するという点では、どういう位置づけになるのかということ、基本的なところでお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○都市開発課長

今回の地区計画の条例につきましては、地区計画が多岐にわたっておりますので、原案の作成までは私の方、都市開発課の方で担当させていただいておまして、条例の制定等については、建築課の方で所管をさせていただいております。

地区計画そのものに対する御質問に対しては、私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

御質問いただきました東西方向の道路の交通の遮断と今回の地区計画とについてのかかわりにつ

いてはどうかというような御質問ですが、直接的に地区計画そのものとかかわりを持っているということはありませんが、あくまでこの地区計画は、駅周辺の区画整理事業の区域の中に限って地区計画のまちづくりルールというのを定めておりますので、根底には区画整理の換地といったものを前提にしております。したがって、道路の形態云々については、直接的にはこの地区計画に関連を持ってるとい部分はございません。

以上でございます。

○中島委員

この地図を見ましてもね、30メートル道路の中心点に線を引きまして、そこで景観誘導のA地区とかB地区とかという区切りは道路の中央にあります。ですから、道路そのものはもう動かさないということが当然前提になると、こういうふうに見るわけですね。これは動かしがたい。計画との関係でいうと動かしがたいという、こういうことで判断をしておりますけれども、そういうことでいいですか。

○都市開発課長

あくまで、この区域のゾーン割りにつきましては、地域の特性というか、今後のまちづくりの目標を掲げましたものに対して、どういった制限を加えていこうかということで、その誘導のために、今回、地区計画でそういった制限かけたわけですが、ゾーン区切りにつきましては、基本的には道路等のそういった地形地物のゾーン区切りというのを原則としております。

ただ、一部については、道路から何メートルというような区切り方もしておりますが、基本的に各地区ごとのくくり方については、計画される道路をベースにゾーンを設定をしております。

これはまた、沿道の利用の形態がそれぞれその地区の特性という形に影響してくるということで、道路にある程度着目をしているということで、当然この道路がこの形態ででき上がるという前提で、この地区計画はつくっておりますので御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○中島委員

都市計画というか、この駅周辺整備の土地区画整理事業全面見直しというような話が選挙の中では言われているわけですし、全面見直しというふうになった場合に、この地区計画そのもの、都市計画決定も既にされているということになるわけですが、全面見直しということとのかかわりでいうとどういうふうに見えるのか、その点ちょっと御見解を伺いたいというふうに思いますが。

○都市開発課長

御質者おっしゃるとおり、私も選挙の中で、駅周辺の大型事業、区画整理を中心としたそういった大型事業の見直しということですね、新聞等の報道で情報はいただいておりますけれども、直接その詳細について、どの程度の見直しなのかというところも現状では把握させていただいておりません。

こういった中で、当然、区画整理自体の変更という中で一番大きな変更になってきますと、仮換地の変更を伴うような変更、いわゆる地権者に行政処分として平成18年に仮換地指定をさせていただきましたが、その大幅な変更を伴うような変更でございますと、これはかなり関係者の方に大きな影響が出てくるということで、関係者の方の皆様の御理解、御同意がないと変更というのは非常に難しいのではないかと。また、国の補助金等もいただいて事業進めております。そういった中で、変更できる内容というのは、国の御理解、いわゆる補助金をいただいた国の御理解、御同意といったものも当然必要になってまいります。

そういった部分で、そういった仮換地を変更せざるを得ないような変更になれば、当然この地区計画も変更せざるを得ないという部分あるわけですが、今、現状、私の個人的な考えかもしれないかもしれませんが、そういった大きな影響が出てくるということで、仮換地の見直しとか大幅な道路の見直しということになりますと、やはり関係者、地域の方、市民の方の御意見、御意向も十分把握させていただいた中で、慎重な判断が必要ではな

いのかなということをお願いしてまいりたいということでございます。

以上でございます。

○中島委員

私どもは、30メートル道路については、これまでもう少し狭めたらという点でお話したときには、今と同じような仮換地の問題で大変厳しいと。道路幅は30メートルじゃなく、緑地帯をとるような形で、道路そのものが30メートルでないような工夫はできるというようなことで、まあそうかなという、その点は、私どももある一面納得せざるを得ないのかなと、こういうふうに思っているんですが、一部緑地帯にするという場合、この地区計画では特に差しさわりのないという、そういう形態を少々変えるということについていうと、地区計画、今回の提案されている地区計画の範囲でさわれるという、こういうことでしょうか。

それと、ロータリーの、先ほどの東西道路を通すということになった場合にも、それは地区計画を今回決めてしまっても、その後の課題として検討することが十分に担保できるのかと、その点はどうですか。

○都市開発課長

地区計画はですね、いわゆる民地、区画整理でいいますと換地の土地利用、建物利用に対する制限でございますので、道路の形態だとか、そういったものを制限するものではございませんので、道路の整備の仕方、そういったものには影響してございません。

したがって、先ほど申しましたとおり、仮換地が変更されるような、また道路の位置が大きく変わるような変更があれば、当然地区計画も変更せざるを得ないというようなことになります。

以上です。

○中島委員

あくまでも換地計画をする上で、その用途を限定していくものだという基本で、道路についてはその範囲ではないと、検討は今後続くということも可能だというふうに理解をいたしました。

本会議でも、いろいろ質問を高橋議員の方から

させていただいております。

建築してはならない建築物はというようなことで例を挙げられましたよね。そうなのですが、現在、この景観地区A B,それから商業、住環境保全A Bと、住宅地区と6地区に分かれるわけですが、現在、この地区に性格が規定されるために移動するという地権者ですね、それよりもその前に、そこの中で住宅商業とかいろんな分類別に、今どんな地権者がその地域にいて、どういう方が引っ越しをしなきゃならないのか、その地区に性格が変わっていくということで、そのまま残るのも少しあるということをお聞きいただきましたね。それは、道路とかそういうものにひっかからないからそのまま存地で残るわけだけでも、道路つくっていく上で、ぶつかって引っ越さなきゃならないと、換地していくということになるわけですが、それぞれそういう地区の理由で変わっていく、地区が変わっていく地権者というのはどのくらいあるんですか。

#### ○都市開発課長

今のお話は、換地の中身の話になってくるかと思うんですが、現在指定している地区計画のゾーンごとで、どんな換地がされてきているのかというような御質問かと思うんですけど、ちょっと数的なところをですね、今、現物の資料ございませんが、ちょっと私の換地の方針の中の考え方で、現実に換地を担当させていただいて、その中の記憶の中でちょっとお話をさせていただきますと、基本的に今現在の住環境保全地区A B地区でございますが、ここにつきましては、まず、この地域につきましては、現状として、住宅地、戸建ての住宅の利用をされてる方が現在地、非常に多うございます。この方たちの御希望につきましては、やはり区画整理の後についても同じように住宅系の土地利用がしたいと。特に戸建ての2階、多くても3階程度の住宅利用がしたいということで、ほとんどの方、もともとここに見える方は現地換地でこの住環境保全地区に見えた方がここにはまっています。

また、この地区に入りたいという方が、景観

誘導のB地区、ここらあたりからですね、自分は商売もやるつもりもないし土地を高度利用していくという、そういった考え方もないし、住宅として使っていきたいから住宅の方に換地してほしいという方も何件かお見えになっております。

ということで、住環境保全地区につきましては、もともとここに見える方と、どちらかというと景観誘導のB地区から移動を希望されて入った方が多いと。それから、あと一般商業地区についても、原則的にここはもうほとんど現地換地です。若干、多少の移動はございますが、基本的にはほぼ現地換地で換地をしております。栄の二丁目あたりの一般商業地区でございますが。

それから、景観誘導B地区とA地区につきましては、こちらにつきましては、基本的に先ほど言いましたように、ここにあった住居系の方は住環境保全地区に移動されまして、駅前広場とか南北線とか、こういった道路のですね、公共用地がふえるということで、若干、全体に西側の方に移動しておりますが、ほぼ現位置に見えた方がここに入っているということで、特に、景観誘導のA地区の共同化するゾーンのところで、駅前広場の北側につきましては、ここについては、現在ここにお見えになる方と、それから、ほかから住宅で住んでみえますが、共同化の住宅部分、上の方に住まれるマンション部分の方に入りたいという方がこちらに共同化をやりたいということで、一緒に参画したいということで、ここの中に三、四名の方が参画されてます。

それから、ここから共同化をする予定はないので、外に出てもいいですよという方が3名か4名、たしか見えました。共同化をするつもりがないので、自分は駅の周辺で土地が欲しいんだけど、共同化から外れてもいいですよということで、この方については、同じく景観誘導のA地区ですけども、若干、位置がずれてるというような方もございます。

堀切地区の一般商業地区につきましては、基本的に堀切地区、新富地区も同様でございますが、基本的にはこのゾーンの中の方がこのゾーンに換

地されてると。ただし、一般商業地区の堀切地区については、実は換地上、駅の北側のゾーンのところの換地が実質的に割り込みができないと。いわゆる土地を換地で割って行ってどうしてもここにはめれないという方で、駅の南側に出てもいいという方も何名かお見えになりまして、そういった方を一般商業地区の堀切地区にはまっていた方もお見えになります。

それから、住宅地区につきましては、堀切の1号公園のところ、これについては、先ほどと同じように駅の北の方からですね、それから連立の仮線、本線に支障になります方が、ここに換地をお願いをして飛び換地という形で住宅地区の堀切の1号公園のところの換地をさせていただいてるということで、あと残りの住宅地区につきましては現位置換地ということで、大きく移動がされてるのは、やはり景観誘導B地区から住環境保全地区に移動されてるという方が、そういう方が逆にいうと多いんじゃないかなということで、現状としては、ほぼ移動はございましたけど、大幅なゾーンの移動というのは余りないんじゃないかなというふうに思ってます。

以上です。

○中島委員

おおよそわかりました。

知立は、これを進めていく上で、地元の現在やっている商業の方が潤っていくのかなということが一つの大きなテーマだと思うんですね。よそから入ってきた商業の方がいろんなところへ入って頑張るといふのもあるかもしれませんが、それから、現在行っていらっしゃる商業の方がそれに押されて細ってしまうということがあっては、今まで皆さんの税金を使ってやってきている事業の、その成果としてどうかという、こういう問題にもなっていくんですが、この一般商業地区のところというところ、商業の方はここでは何軒お見えになるんですか。わかりますか。わかれば教えてください。

○都市開発課長

一般商業地区のいわゆる商店として、現在、営まれてる方ということでしょうか。

○中島委員

はい。

○都市開発課長

一般商業地区、まず、ちょっと正確な数字、私ちょっと今手持ちに持っておりませんので、ざくっと見た感じですね、一般商業地区の駅の北側のところ、栄二丁目のあたりについては、線路沿いに飲み屋さんとか、そういったのが四、五軒ございます。あと、東西方向の通り、そちらについては、商店といったものは特に張りついてないんじゃないかなということ、五、六軒ではないのかなあと、まず。

それから、堀切、新富地区でございますけども、新富地区につきましては、弘法通りとそれから新富線とあってますが、先ほどの東西道路の一番東側のところですね。こちらで店舗が結構張りついておりますので、ここは延べにすると10軒程度はあるんじゃないかなと思っております。

それから、一般商業地区の堀切地区、こちらにつきましては、419号沿いに何軒か駅南振興会の商店街が張りついておりますので、それよりも奥については、ほとんど商業系の用途はされてないのではないかなというふうに思ってます。

以上です。

○中島委員

わかりました。

現在もいろいろシャッターがおりちゃったところがあったり、知立市でもそう元気元気に一般商店がやっていたらっしゃるところはそんなに多くない、一生懸命やって汗かいてると、まあこういう感じかなと思いますけれども、そういう商業をやっていく地区を指定するという、この地区計画そのものはいいいわけですが、そういう事業との関係でいうと、そういう方たちがきちんといい環境で商売ができると、そういうことを私は希望するわけですね。

それから、建築制限早見表なんてずっとあったりして、こういうものはいけませんよということがあるわけですが、各地区で、現況としては、違反するというか一応制限の対象になるとい

う、そういうものはどのぐらいあるんですか。すぐどいてくださいということにはならないというのは本会議でありました。既得権ということで、それは、すぐどいてくださいというものではないが、改築する、それからまた何かのときにはだめですよという、こういう制限がかけられるわけですね。そういう点では、どの程度、制限建物が各地区に入ってるのかという点は現況どうでしょうか。

#### ○都市開発課長

まず、ゾーンごとの細かいデータを持っておりませんので、全体として、本会議の中でも御答弁させていただきましたが、まず、用途の制限に係るもの、用途的に不適合、既存不適合となるもの、また、現状として移転先、現在と同じものを移転先で建てられないというような、そういった影響を受けるものということでございますが、現在の用途の制限に係るゾーンにあります建物211件ございまして、その現状用途、適合しているものが208件でございます。用途適合してないものが3件でございますが、1件は一般商業地区にございます工場。それから、2件につきましては、現在のゾーンでいきますと、景観誘導B地区にございますお米屋さん。それから、景観誘導A地区にございます一般住宅ということで、3件が不適合ということになるんですが、1件については、そのまま区画整理後も現在地で換地に適合しておりますので、不適合建築物、既存不適合として残ります。残りの2件につきましては、区画整理で移転となりますので、区画整理の完了時点では解消されるということになります。

次に、容積率。用途だけでございましたでしょうか。よろしかったでしょうか。

#### ○中島委員

主に用途ということ。容積率は今度建てかえるときには、やっぱりそれがひっかかってくるということにはなるわけですが、用途という点が一番地区の問題としてはあるだろうと。工場はそのまま残るよという話が本会議でもありましたので、それをどいてくれという、そこまでの強制権でや

るべきではないということから、それは十分な、また、周りには配慮していただきながらやっていくということがお願いすべきことかなというふうに思いますけれども、そういう実態でスタートになるんだよと、そういうことですね。わかりました。

それからですね、先般の特別委員会のときに、防火地区というところでもお話があったんですが、防火地区のところでは、建ぺい率などが多少制限されて、これと今回の地区計画とバッティングするとか、さらに強化した水準で建物を考えてもらわなきゃならないということになるのか、防火地区との関係をちょっとお知らせいただけますか。

#### ○都市開発課長

防火地域につきましては、この地区計画と同時に都市計画として決定をしていきたいということで現在進めております。

防火を指定する区域でございますが、現在、全域が商業地域でございますので、一部、堀切の一号公園の下あたりのところは違っていますが、商業地域につきましては、現在、準防火地域に現在の都市計画では指定されております。

これを今回、防火地域に区画整理の中の原則商業地域、地区計画の用途ではなくて、もともとの都市計画の用途ということですので、その商業地域の全域を対象に防火地域を指定するということでございます。

ただし、容積率、建築基準法でいう容積率の400%のものに対して、防火地域に変更していくと。300%のものについては、現状の準防火地域ということで、言いかえますと、今回の地区計画の住環境保全のA地区B地区については、今回、地区計画で容積率を300%ということで上限定めておりますので、この地区については、従来どおりの準防火地域のままとということで、それ以外の、この地区計画で申しますと、一般商業地区と景観誘導AB地区、この地区については防火地域の指定をさせていただいて、建築上の基準法上の制限がかかってくると。具体的に申しますと、防火地域に指定されますと、耐火建築物ということで、

より耐火性のある建築構造に部材等で建築をしていただかなければならないということで、現状、準防火ということで、一定のそういった防火対応をしていただかなければならない基準になっておりますが、より安全なそういった防火上の構造とさせていただくということで、端的に申しますと、一般的には鉄筋コンクリートの建物、現状では鉄骨ですね、S造の鉄骨の建物につきましては、防火被覆、柱をそういった防火被覆、モルタルとかラスだとかそういったので吹きつけをしていただくと、耐火時間が延びるということで、そういったものも耐火建築物ということで許可を取ることができるということで、そういった建築物にさせていただくということになります。

準防火、防火で一番大きく違ってくるのは、やはり500平方メートル以下の建物が大きくかわってくる。準防火で500平方メートル以下でございますと、ある程度木造の建物は準耐火のそういった構造にさせていただかなりませんが、木造の建物は一般的に建つことができます。ただ、防火になりますと100平方メートル以上の建物はすべて耐火建築物ということで、先ほど言いましたような構造形態にしていかなきゃいけないということで、木造でも耐火の建築ができないことはない。ただ、これはかなり被覆等にお金がかかりまして、現状では余り一般的に使われてないというか、そんなような状況で、500平方メートル以下の建物でやはり大きな影響が出てくるということで、500平方メートル以下の建物についても鉄骨とかRCの建物にさせていただくというような、そういった制限がかかってくるという、言いかえれば、そういった部分では建設費のコストが上がってくるという部分はございます。

以上です。

○中島委員

全般的なまちづくりの基本はそういうふうで、防火地区にしていけないと、密集したところ、商業のところ、高い建物のところ、いろんな基準が出てくる中で防火の対策もしなきゃいけないと、こういう背景は十分理解できるわけですが、最後

におっしゃられたように耐火物にするために高くなるなどという、そういうことです。

移転計画をした中で、今は防火建築物ではないけれども、今度新しく移転して建てる時には、今言われた防火建築にしなければならないと高くなると。こういうふうになるわけですが、これも区画整理の中の補償費の中に組み込まれていくということになるのでしょうか。

移転費ですね。新たに、この防火区域の中でつくるわけだから、現状ならばさっきの既得権というか、今のままで許されるけれども、新築する場合にはこれがかぶってくるということで、高いコストになると、こういうことについては個人の負担というものはどういうふうに考えられるのかという点ですが。

○都市開発課長

コストが上がるという部分で、私どもも非常にその部分については関係者の方からも御意見もいただいておりますし、非常に、今後ですね、移転をお願いしていくに当たりまして、一つの課題ということで受けとめておるわけですが、ただ、これ防火地域の指定、今回させていただきますが、これは区画整理の区域に限って今回行っておるわけですが、区画整理としてやるという内容でございませぬ。あくまで都市計画の一つとして、都市計画に基づいて、そういった地域の指定をさせていただくということで、言いかえれば、用途地域だとか今回の地区計画だとか、これらと同じように、都市計画に基づく制限でございまして、こういった制限につきましては、基本的には土地建物等を持っておられる方、もしくは管理される方、そういった個々の方で改善をしていただくということが原則になっておりますので、区画整理の区域の中で今回やっておりますが、それを区画整理事業の補償の中で、コストが上がるから補償しますということは、これはちょっと事業上、法令上もできないということで個々の方をお願いをしていくしかない、まず。ただ、一つの考え方として、区画整理によって、移転があることによって建てかえが早くなると。既存不適格で、建

物をそのまま、仮に移転がなければ既存不適格で、そのまま建物の耐用年数が来るまで、20年まだ使えるんですよということであれば、それまで既存不適格で建物を残すことができます。

しかし、今回移転をお願いするということで建てかえの時期が早くなってしまうということで、ある意味、そこでお金を先行して使わなければいけないというようなこともございます。そういった意味で、仮にそのお金を持っていたら運用できたであろうという、そこで収益を上げられたらという運用益というものが損失として認定できるのではないかとということで、今現在、研究検討中ではございまして、それについては、今後対応できるのであれば補償の中で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○中島委員

今、補償の話、何とか工夫できる範囲ということで今説明があったんですけども、それは防火地域だからとかそういうことではないですよ、考え方としたら。みんな移転しなきゃならない人は、まだ十分に耐用年数があるのに壊して建てかえなきゃならないと、それは一般論的にありますよね。防火地域のところに、新たにというか今は準々だけど、今度防火地域になると。そうすると、一般的な新築よりもさらに防火ということプラスしなきゃならない、その部分まで、今の考えが波及するかどうか、この点はどうか。

○都市開発課長

言われるとおり、防火だけでなく、いろんなほかの法令制限等によって、いわゆる建てかえ早まったことによって、その設備を改善するために費用を早く使わなきゃいけないという、そういった法令改善費について、防火だけじゃないという問題もございますので、先ほど私申しましたとおり、防火も含めてそういった事例等、調査研究させていただいて、防火に対応できるのであれば対応していきたいということでございますので、ほかの法令改善等のいろんな内容もございますので、そういったところの実績、実情等も調べさせていた

だいたいで、防火についても対応できるのであれば対応していくという考え方でございます。

以上です。

○中島委員

わかりました。

それは、ちょっと研究課題としてまた詰めていくという内容ですので、ぜひ新たな地区計画、そして防火地域の設定、こういう中で、多大な費用負担が早急に必要になってくるという、そういう地権者の皆さんに対する補償問題は、やはり真剣に検討しなきゃならないというふうには思うんですね。これも税金投入という話にはなってくわけなんですけども、いやが応でも引越して新たにつくらなきゃならないという、この区画整理の中の、またこの地域計画、防火地域の計画、こういうものが複合的に重なってくところでの余分の出費というものもきつとたくさん出てくると。こういうことについては、地権者の皆さんとの話し合い十分やっていたきたいというふうに、今までもやってきて、この地区計画も練ってみえたという経過は説明されているわけですけども、具体的な個々の問題になると、そのお金の問題ということにはなっていくと思いますので、その点は十分に、移転の際の補償の問題は、話し合いを一つのルールとしてやってかなきゃいけないであろうと思いますけども、検討してもらいたいと。

新たなまちづくりには、そういう痛みをがっつ押しつけてしまうという、こういうところも側面としてあるわけで、よそから見れば、あきれいな区画だし、そろって整然としてきたなど、他人事に見ていけばいいわけですけど、そこに住んでいらっしゃる方にすれば、多大な費用負担を強いられると、こういう面がありますので、その点について、十分な配慮がいただけるのか、その点だけ最後にお聞かせをいただいて質問を閉じたいと思います。

○都市開発課長

今回の地区計画、それから防火の指定ですね、これは地区の将来を見据えまして、私も単なる面整備の形をつくただけで終わってはいけない



と。あくまで、まちづくりの最終目的は、やはりそこに住む方が住んでよかったと、また、訪れる方が行ってみたいという、そういうまちづくりをしたいということで、そういった基盤整備とあわせて、まちづくりのルールを定めようということで、防火については安心安全なまちづくりということで、確かに地権者の方には負担がかかってくるということなのですが、よりよいまちをつくるためにはやっていかざるを得ないということで、これまでまちづくり研究会を通じて、いろんな議論の中でこういった形でやっていこうと。

一方、区画整理事業、連立事業を担当する私どもとしては、逆にいえばこういったものがなければ、もっと事業は、私どもとしたら楽に進める。だけど、これではやはり事業をやっていくための目的と外れてしまうということで、今後、私どもが移転をお願いしていくためには、こういった問題を御理解いただいて、納得していただいて、移転をお願いできなければ事業はとまってしまうわけですから、そういった意味でも、私どもとしては一人一人の方の御事情ございますので、そういった中で移転に対してどうやっていったらいいんだという相談に乗らせていただいて、経済情勢だとかいろんな事情の中で、クリアできない問題についてもできる限り相談に乗って、移転をまず進めていくということが大前提になりますので、決して、これは一方的に押しつけて、私どもはお願いをしていく立場ということではございませんので、事業を進めていく地域の方、権利者の方と一緒に事業を進めていくという立場では、この問題をどういうふうクリアしてまちづくりを進めていくかということが今後の課題ですし、そういった取り組みをしていきたいと思っておりますのでよろしく御理解していただきたいと思っております。

○中島委員

すいません。確認として、今のお話全体的には、お願いしたいなという内容だったと思いますが、まちづくり研究会などの話し合いはずっとしてきて、新聞も出されてニュースを出されてということですが、移転される方たち、仮換地の指定と

いうことで全員の方に当然言ってるわけですが、そういう方たちはこの防火地域、地区計画すべて一応承知しているということの認識でよろしいですか。お金がどうなるかというところはちょっとわからないにしても、こういう地区計画なんだということは、全員の方が承知してみえますか。

○都市開発課長

同意を取ったわけではありませんので、その〇×という数字までは把握しておりませんが、私としては平成9年から、まちづくり研究会を通じて何度と議論させていただきまして、アンケート調査、地権者の方の意向調書を含めたアンケート調査から個別に地区計画に対する御意見伺うそういった個別の面談会だとか、それから、また全体の最終案の説明会も含めて、最終的に反対であるというお声は耳にしておりませんので、皆さん納得していただけてるんだと、私は理解しております。

以上です。

○池田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第76号について挙手により採決します。

議案第76号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○池田委員長

挙手全員です。

したがって、議案第76号、衣浦東部都市計画知立駅周辺地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第77号、平成20年度知立市一般会計補正予

算（第3号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

再び質問させていただきます。

補正予算ということですが、今回、中心的には、駅周辺土地区画整理事業の減額、それに伴うもの、連動した市債の減、それから基金の繰り入れの減と、こういうものが一番中心的な大きなものになってるのかと、こういうふうに思います。物件移転というお話が大ざっぱには説明があったわけですが、もう少しこの減額の状況と、それから、来年度、これについての進め方ですね、その辺についての御説明をお願いします。

○都市開発課長

今回の補正の中身でございますが、1件減額をさせていただきました。これにつきましては、現在交渉中ではございますが、この方本人は移転に御了解いただいているんですが、隣接地、移転先での建物の方の店子さんが移転にまだ御同意いただけてないということもございまして、現状として、この年度内に契約は難しいであろうということで件減額をさせていただきました。この物件が国の補助の対象の物件になっておりまして、それに伴いまして補助金の方も一部減額をさせていただきました。

移転の現在の状況、それから来年度に向けての状況ということでございますが、現在、ことしにつきましては、当初19件の建物を移転をしていくということで計画しておりました。現状として、この補正予算で1件減額をさせていただいて、残り18件あるわけでございますが、現状としてですね、この年内もしくは年初めに、含めて契約がいただけるという見込みが立ってるのは実は8件しかございません。当初、19件を3つのグループに分けて集団移転をしていこうと、3カ所に分けて皆様仮住まいしていただいて、建物をすべて取り壊しをしていただいて、その中に、その後に道路工事、それから排水工事、供給施設の工事をしようという予定をしておったわけですが、その中で現状として1つのグループだけについては、先ほ

どの8件でございますが、集団移転という形で、この2月には建物を取り壊していただくというような契約ができるのではないかと思っております。

残りの2つのグループについては、やはりそれぞれ基本的には、関係者の方御同意いただいておりますが、いわゆる連檐している地域の中の移転でございますので、すべてが絡み合っていると、本来でいくと、玉突きで1件ずつ動かしていくというような移転方法もあるわけですが、今回はそういった仮住まいを前提に集団移転ということでお願いさせていただいたわけですが、中の1件2件の方が、やはりことしの移転は不可能であるというようなことを、今現状をちょっとおぼしめしをされてるわけですが、家庭の御事情等もあって、そういったような御意見、御意向を伺ってるんですが、何とか私どもとしては、まだ残り時間もありますので、お願いできないかということをお話をしていきたいと思ってるわけですが、現状として、見込みとしては、ちょっと非常に厳しいかなというふうに思っております。

それに伴って、まずは建物移転ができたとしても、工事まではちょっと施工できないだろうということで、今回、工事費についても一部減額をさせていただきます。

あわせて、来年のお話ですが、来年につきましては、今年度の事業がある程度できるという前提の予算組み等も今考えておるわけですが、少なくとも現状残ったものは来年に、また引き続きお願いしていくということになると思うんですが、来年についても、同じように集団移転という形の中で5件から8件ぐらいのそういった1つのグループの中で集団移転という形をお願いをしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○中島委員

当初、3つのグループに分けて19件移転しようということであったが、1件がまるっきりまだ同意されていないという意味だったのか、その辺ちょっと明らかにしていただきたいなと思います。1

件は減額になってる分だということですよ。

○都市開発課長

当初3つのグループで、5名のグループと6名のグループと4名のグループということで、関係者の願いをしたわけですが、先ほど言いましたように、1つのグループ、8件6名の方については大体御了解いただいたと。もう1つについては、お一人の方が家庭の事情でどうしても今年度は無理、来年度というようなお話をいただいておりますので、ただ何とかその辺の調整できないかということで、今交渉中でございます。もう1件、4名の方、グループということにしておりますが、1件の方がどうしてもできないということで、その方の分については、今回減額をさせていただいて、残りの方、御同意いただければ、基本的には移転できる可能性もございますので、今残しております。

以上でございます。

○中島委員

数がちょっと十分に、説明で行ったり来たりなんでわからない話だと思って、今聞いてたんですけども、物件移転補償費が、これは減額が5,370万3,000円ですよ。この物件移転費という点ではこれは何件分なんですか。

○都市開発課長

1件分でございます。

○中島委員

これが当初よりもマイナス1件という。だから18件分は物件をもう全部補償費を支払ったということ。1件補償分ができてない分と、19件が予定されていたと、こういうふうに言われたので。違うの。

○都市開発課長

申しわけございません。ちょっと説明が下手で申しわけございません。

全体18件、今、補正後の18件のうち8件は今年度契約、既に契約されたものもございますが、8件は執行確実であろうと。残りの10件については、まだ契約に至っておりませんので、今後努力してまいりたいということでございます。

○中島委員

先ほどの地区計画との関係で、こうやって移動していくことになるわけですよ。移転がなかなか成立しない理由は何なんですか。

○都市開発課長

まずですね、やはりそれぞれ移転のこの時期といますかね、踏ん切りされるその期間的なものがある程度必要だということと、それぞれ家庭の御事情の中でどうしても、例えば出産の予定があるだとか、そういった御事情の方も見えますし、そういった引越しの期的にちょっとタイミングが合わない。それから、たな子さんですとやはり商売やってみえて、商売が継続できる移転先がなかなか見つからないといったような、事業全体の御理解はいただいておりますが、それぞれやはり個々の御事情の中で、年を若干ずらしてもらえないかとかですね、そういった御要望、御意向を受けております。

以上です。

○中島委員

そういうそれぞれの事情というものがあるので、予定どおりはいかないというのは当然かなというふうに思います。

ここでは仮住居の施設の借上料の減額、敷金減額、それから水道ですね、工事ができないから負担金の減額と。これが総じて今のお話の中の減額の項目として上がっているということになるわけですね。

強行してやるという方法は断じていけないというふうに思いますしね、やはり地権者の皆さんの意向を十分にお話を聞きながら進めていっていただきたいと、こういうふうに思います。

計画どおりなかなかいかなくて、全体計画の終結というものも、なかなか見通しがはっきりいってどうなのかと、こういうことを思いますけれども、今のこのぐらのおくれについては、全体事業のおくれというものに大きくは響かないというふうに見ていらっしゃるのかどうか、その点は全体計画の見通しについて伺っておきます。

○都市開発課長

確かに今現状として、移転の推進についてかなり難航しております。昨年、ことしと計画した戸数に至っていないという現状でございます。

ただ、仮換地の中へ移転をしていくというのは、それぞれ特に今やっております宝町、密集住宅地でございまして、どうしてもかかわりを持って集団移転をせざるを得ないということで、先ほど言いましたように、1件がだめだと5件6件だめになってしまう。全員がまとまれば、短期間にそれこそ10件15件いけるというですね、そういった部分でもございます。

そういう意味では、今、若干おくれておりますが、集団移転という形ものを理解がいただければ十分これは取り返しができると思っておりますし、それから、この宝町を整備が終わりますと、次は駅前周辺本町、そういったあたりに入っていくわけですが、こちらは先ほど言いましたように、どちらかという、皆さん西側の方に換地を受けてますので、飛び換地です、それぞれ換地先へ現在の建物を建てた状態で換地先に建物を建てて、現在建物を取り壊すような、そういった形態になってきますので、これは集団というかかわりを持たずにですね、個々の方の事情によって移転ができるということで、そうしますと、ある程度計算ができるような移転の計画が立ってくるということでございますので、全体として、若干今おくれておりますけれども、その移転という部分につきましては、今、特別委員会、それから議会でもお話させていただきました33年という事業完了目標に向けて、そんなに大きな狂いはないというふうに私は思っております。

以上です。

○中島委員

全体には大きく影響しない範囲だということですね。

ちょっと仮住居のことについてもお聞かせいただきたいなと思います。仮住居の場合は、アパートのあいてるところなどをお借りして入っていただくと、こういう認識持つてるわけですけども、そうでない方は自分が家を建てる。または、市外

にどこか住居求めて出ていかれる方もあるかもしれません。一応、この仮換地の中ではこの中ですよ。家を建てて移動すると。こういう場合はあれですけど、仮の場合は、自分の家はまだ建てられないわけですよ。仮設住宅に入る方たち。これは、仮設はどのぐらいの期間、全体の計画、眺めながらという、仮住居に入らなきゃならないということになるんでしょうか。

○都市開発課長

仮住まいの期間ということでございますが、通常の移転の場合ですと、例えば移転の期間、建物を建てる期間、単純に3カ月から5カ月とかですね、そういった期間が仮住まいになるわけですけども、集団移転の場合につきましては、これは全員一度仮住まいに入っていていただいて、その後、現場の工事を入ります。

そこで道路をつくって、建築課の道路をつくりまして、そこに排水、供給施設を入れて、換地を整地をして、現場が建築できるような工事を行います。それが少なくとも4カ月、5カ月ぐらいかかってくると。あわせて建物の建築期間ということになりますので、最短でも半年から最大で1年ぐらいの範囲の中で、何とか仮住まいという期間をお願いをしていきたいというふうに集団移転の場合はそういうふうな形の御説明をさせていただいております。

以上です。

○池田委員長

ここで10分間休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時08分再開

○池田委員長

休憩前に続き会を開きます。

○中島委員

今の件はそこまでにいたします。ありがとうございました。

今回は、公園整備事業は基金の積み立てという、利子を66万円積み立てると、こういうものだけですけれども、前議会のときに、今後ボーリング調

査などを行っていくという、そういう話が総合公園の田園地帯、橋をまたかけるという大きな計画、そういうものが大丈夫かということでのボーリング調査をやるというふうにおっしゃって見えました。全体的に、地震などに遭ったらあそこはぬかるんじゃないかとか、いろいろ私どもは心配しているわけですが、地域的にあそこで本当に大丈夫かという、そういう意見を述べさせていただいているわけですが、そのボーリング調査の結果で全体的なことも判断していきたいという、こういう話がありました。

9月議会以降、このボーリング調査などがどういう状況に今なっているのか、ここで御披露いただいておりますというふうに思います。

○都市計画課長

まず初めに基金の方の説明でございますが、66万円、これにつきましては利率の変更ですね、利率の変更ということで、今回66万円分を追加させていただいたと。当初の方にはちょっと載ってませんでしたので、この分を今回は載せさせていただいたということです。まず1点。

○中島委員

利率変更ね。

○都市計画課長

そうです。

それから、今、御質問のありましたボーリング調査、軟弱地盤の関係でございますけど、それらについては、協定で既に結んでありまして、業者は決まってるわけですが、これについては、選挙の方の影響もありまして、どのように進めていくかということもあります。現在、今進んでる中では、たしか交通量の調査を行っております。

今年度やりたいものの中には、ボーリング調査だとか地質調査、それから測量、そういうものを行っていききたいなどは思っておりますけど、それをやるにも地元の弘法町だとか長篠町、この地域の皆さんの、それから土地のかかる方に一斉に一回説明会を開いてから行おうということを思っておりますので、その辺が今後、選挙の影響もありまして、どのようにしていくのかなということは、今現在

はちょっと流動的でございます、ここで判断することはできませんので、今現在はそういうことということでございます。

以上でございます。

○中島委員

総合公園凍結という主張が今度出てくるということにもなるということで、そういうことをにらんで今は足踏みしとると。私どもも、総合公園そのものについては、場所的な問題など含めて中止していただきたいという方向で今まで議論してきたと、そういうことがありますので、その点については一つの環境かなというふうに感じておりますが、今言われたボーリングは見合わせていると。やったのは交通量調査をやったってことですか。やったものはもう一度何と何をやったのかと、ちょっと明確にさせていただきたい。

で、地元説明という話もありましたけれども、それもある意味、選挙のこともありますからということで、言うならば、見合わせなきゃならないボーリングと同じような問題になるのかというふうにも考えますけれども、その辺のスタンス、どんなふうに使われているのか計画をお聞かせください。

○都市計画課長

現在、端的にやったものといえば、交通量調査ですね。現在、橋をかけようとする位置での交通量の調査というものをやっております。

それと、一部測量に入るということで、踏査というんですかね、周りを見て業者の方がやるかもわかりません。その辺はちょっとまだ私の方も最終的な成果は出てませんので、準備段階ということでおさまってるということで思います。

このボーリングも今後の行方を見ながらやっていくということですね。来年以降の説明会、どうせやるのであれば、地域の皆さんの関心の強いところでございますので、弘法町、長篠町というところで、当初はそういう予定を持ってたところですけど、これについては、今後ちょっと検討させていただきということになります。

以上です。

○中島委員

わかりました。今の件はそれ以上はお聞きいたしません。説明会もちょっと見合わせるということですね、結局ね。そうじゃないと整合性がないというふうに思いますので。

土木費の道路維持補修事業というのでは、150万円の補正ということになっておりますが、御説明ください。

○土木課長

修繕費ということで1,000万ほど当初予算に上げさせていただいてるんですけど、この修繕費の使用につきましては、道路パトロールですとか地元の要望ですとか、緊急、突発、そういったもので30万円以下で速やかに危険を排除するような修繕ができるという、そういうような内容で使用しておるわけですけど、例年60件から65件ぐらい発生しとるわけですけど、今年度につきましては、9月までの上半期に、既に7割近くが発生しております、今後、下半期にそういった突発的なものが出てきた場合、対応がちょっと困難になるということで、平均的に1件15万円ぐらいかなと思うんですけど、10件分の150万を今回補正させていただいたということでございます。

以上です。

○中島委員

区長申請ということでなく、突発的な道路の事情、いろいろ阻害するようなものが起きた場合の予算ということで、区長申請で来年度に延びたよというようなものについては入らない、30万円以下という基準を設けて突発的な対応を行うと、これ以上のものはやらない、これ以上のものは区長申請になると、来年度の申請の中に入れてもらう、こういうルールでやっている。今回はそれが多かったために、今回、補正で150万円を組んだと、10件分ぐらいと、こういうことですね。このルールは30万円ルールといいますか、前からこういう形でやっていらっしゃるんですか。

今回はその辺の突発が多いという何か、パトロール一生懸命やったためにそれが見つかって多くなったのか、何か多くなる交通量事情等があっ

ふえているのか、その点はどういうふうに見てもらえますか。

○土木課長

今年度に限って多くなった原因なんですけど、推測がちょっとできないんですけど、ただ、今で上がりつつある道路とか水路そのものが30年40年経過している道路が結構多いもんですから、今後、年を追うごとに一体的な整備ができない部分につきましては、小規模な修繕的な整備をしていかざるを得ないのかなということで、そういうところがふえてくるのかなという推測はされます。

いつからかということなんですけど、こういったルールは昭和の後半から平成に入ったときぐらいかなと思います。

○中島委員

いつから。

○土木課長

昭和の終わりぐらいだと思います。20年ぐらい前からこういったルールで、金額的には、一番最初は300万とか500万とかそういうことでやっておりましたけど、だんだん修繕の量によってふえてきて、現在は1,000万になっているけど、さらにここで150万追加させていただくという、そういう現状です。

○中島委員

これは修繕ということであります。

いろいろ住民からの要望で改修してもらいたいということは、そちらにもお届けしてね、区長の申請で来年というような話ではあるんですが、修繕ということについて、今の修繕じゃないけど、道路維持補修と、もう少しあれかな、道路工事の方かな、大きい方ね、については途中で緊急性のあるものやっていくという対応は全くしないということかどうかもちょっと聞いておきたいんですね。緊急性があればそれもやると。30万円未満の小さなことならやるけども、それ以上のものであればやらないということなのかどうかですね。その点はどうですか。

○土木課長

修繕につきましても、区長要望の中で、簡易に

できる内容で、なおかつそれが緊急性があれば修繕でも行っております。

土木申請において、毎年140件ぐらい申請があって、100件ぐらいですかね、採択して、7割ぐらい採択してるんですけど、漏れたやつとか、採択されなかったやつとか、それから追加で要望出てきますけど、今私の方は1億という枠の維持修繕費を持っておりますので、請負差金ですか、そういった予定より安くできたとか、そういうことがあれば、緊急度に応じて追加要望もやっていくことができます。

以上です。

○中島委員

なるべく緊急度が高いものについては補正で、区長申請に当初から入っていなかったものであっても緊急度の高いものはやってもらいたいということ、ちょっとお願いをしたいというふうに思います。事故などが起きて、早くこれは直してほしいということについてはやはり見ていただきたいというふうに思います。

それから、この間建設委員会でも視察をしてきたわけですが、中心市街地の活性化の基本計画等でいろいろ全体的な位置づけがあった場合にはですね、道路の整備というものについても、国の補助が相当受けられる枠があると。特に道路がオーバーレイして、だんだんかまぼこ状になっていってしまって歩きにくい、こういう事態がよく知立でも言われますよね。端の方を車いすが通ると斜めになっちゃってね。斜めに歩けないじゃないかというような、そんなようなこと。だから歩道を整備しようとか、こういうことをやっているわけですが、こういうかまぼこを直すという、こういうものについても国の補助が2分の1しっかりもらえるんだというようなこととか、市道でね。そういうような事業というものも見てきたわけなんですけども、それは事業指定をきちんとしないともちろんだめ、あっちもこっちもこれやってあれやってじゃなくて、ここの地域は、みんなが歩いて活性化するためのまちづくりなんだというような指定をした場合ですね、そう

いう場合については国の補助が早くいただけて、かまぼこの道路も早く直せるよと、こんなようなところも見てきたわけなんですけども、そういった研究も今後していただけてですね、効率的に道路の整備をやっていただきたいなど。これは一般質問でもないので詳しくやりませんが、そういう方法についても認識していらっしゃるかどうか、その点はいかがですか。今後ぜひ勉強していただいて、そういう方法での道路整備ということもやっていただきたいというふうに思うんですがいかがですか。

○土木課長

現在、舗装の修繕につきましては、まちづくり交付金という中で、カメの甲ですとか、穴が掘れちゃって車が通ると事故が起きるとか起きそうで危険な路面の状態だ、そういう部分につきまして、まちづくり交付金を交通安全事業ということで活用させていただいて、17年度から5年計画で市内全域の幹線道路の緊急的な路面補修事業ということで、5,000万ずつやっているわけなんですけど、それについて、まちづくり交付金ということで4割をいただいている、そういった国庫補助事業という中身で現在は進めております。

今議員の言われる中心市街地の活性化云々の中で、そのかまぼこ状のそういった整備ができるというのは、ちょっと私存じてないんで、今後研究していきたいと思います。

以上です。

○中島委員

以上です。

○池田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第77号について挙手により採決します。

議案第77号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○池田委員長

挙手全員です。

したがって、議案第77号、平成20年度知立市一般会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第79号、平成20年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

93ページの汚水事業維持管理費の減額について御説明をいただきたいというふうに思います。

この補償工事費が当初予算全額マイナスというふうな形になっておりますよね。どういう経過なのかその点をお知らせください。

○下水道課長

汚水事業の維持管理費の委託料及び工事請負費でございますが、先ほど議論ございました駅周辺の区画整備事業に伴いまして、この地区につきましては下水道整備がされております。移転等に伴いまして、汚水管の移設も必要になってくるということで当初予算を計上させていただきましたが、先ほどもお話がありましたように工事等ができなかったということで、委託料の一部を実施しましたが、その一部も残り517万1,000円と、それから工事請負費の全額、これは工事が実施できなかった、来年度以降ということになりましたので、この分の減額をさせていただいたということでございます。

○中島委員

委託料については一部減額。1,467万1,000円当初で517万円の減額ですね、ということで委託料は大きく使っているわけですが、設計だけはもうやったと。これは入札差益で減額をされたらと。設計だけは済んだけども工事はできなかったと、こういうことでいいですか。

○下水道課長

当初予算で計画をしました計画を発注をいたしまして、請負差金が500万出たということで、今回減額させていただいて、計画書だけはつくりましたが、工事はできなかったということでございます。

○中島委員

わかりました。

○池田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の意見を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第79号について挙手により採決します。

議案第79号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田委員長

挙手全員です。

したがって、議案第79号、平成20年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第82号、平成20年度知立市知立第三土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第82号について挙手により採決します。



議案第82号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田委員長

挙手全員です。

したがって、議案第82号、平成20年度知立市知立第三土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第85号、平成20年度知立市水道事業会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第85号について挙手により採決します。

議案第85号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田委員長

挙手全員です。

したがって、議案第85号、平成20年度知立市水道事業会計補正予算(第1号)の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

しばらく休憩します。

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

○池田委員長

休憩前に続き会議を開きます。

請願第2号、中部地方整備局の事務所・出張所の存続と地方分権改革推進委員会の勧告に向けて地方分権改革に係る慎重な審議を求める請願書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○永井委員

それでは、私は本件については、賛成の立場で少し意見を述べさせていただきます。

地方分権改革推進委員会等の国から地方へという地方分権の論議には理解するところもありますけれども、地方整備局の廃止には慎重な考えが必要と考えます。

9月定例会の農政局の件でも述べましたが、本来国がすべきことをきちんと認識していく考えが地方分権を議論する中で必要であると考えます。

本意見書にあります名古屋国道事業所、名四国道事業所、中部技術事業所及び関係出張所の存続については、一概に存続廃止の議論ではなく、むだなものは削り必要なものは存続するという観点を持ち十分に調査研究、そして議論をお願いしたいところです。

また、統廃合の考えも踏まえ、今後の地方局のあり方を十分検討していただきたいと考えます。我々国民の安心安全な生活を守るためにも、地方分権については、慎重な審議をお願いしたいと思いますので、本意見書は採択をお願いします。

以上です。

○池田委員長

ほかに。

○中島委員

私も賛成の立場から少し意見を述べさせていただきます。

新聞等で第2次勧告、これ第3次勧告で最終ということになってまいりますけれども、第2次が出されるというところで、地方整備局等の廃止も幾つかやるんだという方向が一つ出されてきております。

けれど、この経過の中ではいろんな意見が出ておる、地方からも異論が出てると。管轄が違えばコストが大差、これは朝日新聞の記事なんですけれども、地方に道路の整備を移管した場合ですね、管轄によって、そこの地方の財政力に影響されて、その維持管理の水準に差ができてしまうというようなことが言われておりますし、また、これは道路だけじゃなくて、河川についても同じように見

直しを言っているということで、大変水害等が心配される中で、その地域の財政力によって、はんらんが起きたり、それから大丈夫だったりという国民的な格差が災害でも起きるといようなことがあってはならない。本当にそういうことが大丈夫なのかということが意見で出されているわけです。

国がお金も人もつけて都道府県に移管するからどうぞやってくださいと、こういうことを示しておりますが、お金についてもいつまでどのように保障されるのかわからないじゃないかと。人という点では、大幅に減らしてくるということでありますから、当然その維持について地方に負担がかかってくると。新たな負担がかかってくると、こういうことが心配される。

そういう意味では、道路や河川の安全安心というところが本当に確保できるかどうか本当に慎重に審議してもらわなきゃならない、こういうことが大きな課題だというふうに思います。

廃止は困るよということがさまざま資料もいただいております。地方整備局の中では、私も新たに勉強させていただいたのは、災害対策をしっかり位置づける部署があるということで、岡崎の水害、幸田の水害のときにも地方整備局の災害対策支援、資機材管理センターから大きなたまった水を川に排水するというね、こういう仕事も出動してやられたという実績も伺いました。自衛隊だけが来るのかなと思ったら、国道のこういう整備局がそういうものも持って、河川があふれた場合には出動してきて救援活動を行うと、こういうこともやってるんだと。非常に重要な部署なんですということを請願者は力説をしていらっやいました。ですから、そういう機能が本当に担保できるかどうかということは重要な課題ということで、ぜひともこれを採択をしていただきたいというふうに思います。

先議会の農政にかかわる都道府県への移管と、こういうことも同じように請願で出された経緯がこの委員会でありまして、それも採択したわけですけれども、同様の立場だというふうに理解をして

おりまして、本当に慎重な審議を求める請願、ぜひ国に大至急上げて第3次勧告に間に合わせるということが必要だと思いますので、私の意見いたします。

○池田委員長

ほかに御意見ありませんか。

○風間委員

私も前議会の陳情にもありましたように、地方農政事務所の存続、これも同様に賛成をしておりますし、今回は、この地方整備局の方とも事前に十二分に話し合いをさせていただきまして、その願意を理解させていただいて紹介議員にもなっておりますので、当然賛成という形で態度表明とさせていただきます。

それで、何としても意見書を上げていただきたいものですから、市政会さんは若干の修正があるようでございますが、それは了承、私もしておりますのでよろしく申し上げます。

○田中委員

先議会で地方農政局の廃止という、そういうのが出まして、私どもも賛成をいたしました。

今回、2次勧告が出ました。その中身を見ますと、なかなかちょっとまとまりがないような勧告だなあと、説得性もないような中身になっておりまして、この請願者の思いを受けながら、また請願者の方のお話を聞いて、存続とか統廃合というのは、まだ時期尚早だということを会派として結論をつけさせていただきました。

ただ、請願者の方に、私はさっきちょっと話ありましたが、地方整備局の仕事というのは市民の方から、どういうことと聞かれたらわからんですわ。岡崎に初めて聞いた、担当者に。どういう仕事してるんですかと言ったら、岡崎結構やって何とかなって何とかって、わからんです。だから、あんたんとも敷居が高いからね、敷居が高いからしっかりした仕事のPRとむだを削るような、そういうこともしっかりやって、地方整備局とかいろんな部署があるんだけど、そういうものをしっかり市民の人にPRしながら存続のための、仕事ぶりをやっぱり見せてもらいたい。もう僕

ら知らん中で、この存続だって言われても、今回初めてさわってね、こういう仕事やっとなんてのはわかりましたのでね、まだ今回の存続とか統廃合の面では時期尚早だなど、そういう感じをしております。

以上です。

○池田委員長

それでは、これより採決します。

請願第2号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田委員長

挙手全員です。

したがって、請願第2号、中部地方整備局の事務所・出張所の存続と地方分権改革推進委員会の勧告に向けて地方分権改革に係る慎重な審議を求める請願書の件は採択すべきものと決定しました。

ただいま請願が採択されたのに伴い、意見書の案文について御協議願います。

案文については、添付されている案文でよろしいでしょうか。

○永井委員

先ほどもちょっと風間委員の方からお話がありました。それで、私も少し意見の中でも述べさせていただきましたけども、その存続の仕方、統廃合も含めてですけども、等々、これからまだまだ議論することがいっぱいあると思いますので、この文章にある、キの1番ですかね。このところちょっと修正かけていただいた方が私の意見は素直に通るかなと思っておりますので、ここ少し何か修正をお願いできないでしょうか。

では、私は先ほど言いましたキの1番のところですね、こういうふうに修正していただきたいというふうをお願いしておきます。

地域住民の生命と財産を守る公共事業推進のため、名古屋国道事業所、名四国道事業所、中部技術事業所及び関係出張所の存続については慎重に審議すること。

こういうふうに訂正をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしく願います。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

しばらく休憩します。

午前11時43分休憩

---

午前11時43分再開

○池田委員長

休憩前に続き会議を開きます。

それでは、永井委員の提案に対する訂正で提出させていただきます。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

提出先については添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書については、提出者は副委員長、賛成者は委員長を除く委員を賛成委員として、最終日に議員提出議案として上程します。

以上で本委員会に付託された案件の審議は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任いただきと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で建設水道委員会を閉会します。

ありがとうございました。

午前11時44分閉会

---

ここに経過を記載して、その相違ないことを証する  
ためにここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会建設水道委員会

委員長